



令和6年度 国補助金制度について（主な施策）

■ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（実施機関：島根県中小企業団体中央会） 19次公募×切 未定

→中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するために取り組む革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援する。※省略化枠、製品・サービス高付加価値枠、グローバル枠あり

■IT導入補助金（実施機関：TOPPAN株式会社） 4次×切 6/19

→デジタル技術を活用した生産性の向上や新ビジネス創出を図る取り組みを支援する。

■省エネルギー投資促進支援事業費補助金（実施機関：一般社団法人環境共創イニシアチブ） 2次 R6.5月下旬～6月下旬を予定

→事業者が計画した省エネルギーの取組のうち省エネルギー性能の高いユーティリティ設備・生産設備等への更新、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを導入することにより省エネルギー効果の要件を満たす事業に要する経費の一部を補助する。

■中小企業省力化投資補助金（実施機関：独立行政法人中小基盤整備機構） 公募期間未定

→人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための設備投資の経費を補助することにより、省力化投資を促進して付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げに繋げる支援をする。

■中小企業等事業再構築促進事業（実施機関：事業再構築補助金事務局） 第12回公募×切 7/26

→新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する。

■事業承継・引継ぎ補助金（実施機関：事業承継・引継ぎ補助金事務局） 10次公募×切 未定

→中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進する。

**※一部、補助金についての公募時期等は、まだ未定ですので
商工会へお問い合わせ頂くか、各補助金HP等
ご確認ください。**



令和6年度通常総代会を開催しました

令和6年度邑南町商工会通常総代会が5月24日（金）にいこいの村しまねで開催されました。

福井会長の挨拶に続き、邑南町役場より白須寿副町長と、邑南町議会の大屋光宏副議長からご祝辞を頂戴しました。また本総代会の出席者は本人出席21名、委任状出席21名で計42名となり、総代総数の過半数を満たしたので事務局から大会の成立を報告しました。



挨拶を述べられる福井会長



祝辞を述べられる白須副町長

議長選出は、執行部から瑞穂地区の㈱和田建築の和田康司さんを提案し承認後、議事進行を務めていただき、以下の議案について審議した結果、全て承認いただきました。

第5号議案の役員改選では、総代から選出した役員選考委員による選考決定の方法を提案し、賛同を得た後、別室にて選考委員会を開き、候補者を選考した後、再び会場に戻り選考委員長から決定した役員候補者を発表して頂き、議決を行ったところ満場一致で承認されました。

★新旧役員の方は、右下の表のとおりです。（敬称略）

〈総代会提出議案〉

第1号議案：令和5年度事業報告書及び収支決算書、貸借対照表並びに財産目録の承認の件（監査報告）

第2号議案：令和6年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）並びに邑南町商工会第4期中行動計画（案）の承認の件

第3号議案：令和6年度更正予算の理事会一任の件

第4号議案：令和6年度借入金最高限度額等の決定の件

第5号議案：任期満了に伴う役員改選の件

	現 役 員		新 役 員	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
1	会 長	福 井 竜 夫	会 長	福 井 竜 夫
2	副会長	小 泉 賢 咲	副会長	濱 慎 一
3	々	栗 原 達 也	〃	洲 濱 康 秀
4	理 事	大 西 義 孝	理 事	大 西 義 孝
5	々	森 脇 則 子	〃	森 脇 則 子
6	々	河 野 光 也	〃	河 野 光 也
7	々	石 橋 純 二	〃	大 西 淳 子
8	々	木 村 浩 善	〃	梅 田 博 司
9	々	梅 田 博 司	〃	石 橋 清
10	々	洲 濱 康 秀	〃	三 上 圭 司
11	々	林 ゆ かり	〃	林 ゆ かり
12	々	濱 慎 一	〃	渡 邊 隆 志
13	々	渡 邊 隆 志	〃	垣 崎 正 紀
14	々	垣 崎 正 紀	〃	大 畑 純 子
15	々	大 畑 純 子	〃	森 廣 直 樹
16	々	森 廣 直 樹	〃	石 田 博 明
17	々	石 田 博 明	〃	森 口 光 将
18	々	飯 石 寿 一	〃	飯 石 寿 一
19	監 事	井 上 正 博	監 事	井 上 正 博
20	々	日 野 稔	〃	日 野 稔

新規会員のご紹介

宜しくお願いします!

(企業名)氏名	業種	住所
山菱商事株式会社 代表取締役 関口 卓哉	小売業	邑南町山田 345
沼田農園 沼田 高志	農業	邑南町上田所 176
邑南共同生コン株式会社瑞穂工場 代表取締役 今井 久晴	生コンクリート製造業	邑南町鱒淵 3447-1

令和6年度邑南町商工会事務局の体制について

本所

(事務局長) 日高 始
(経営指導員) 三瀧 真行
(経営指導員) 白枝 慎吾
(指導職員) 山本 美恵子
(指導職員) 杉本 百合子
(指導職員) 難波 佑理江

瑞穂支所

(経営指導員) 三宅 善之
(経営指導員) 白枝 慎吾
【兼務】
(指導職員) 島津 明子
(指導職員) 黒田 翔子

《おおなん相談所》
(嘱託職員) 井野下 奈美

羽須美支所

(経営指導員) 三宅 善之
【兼務】
(指導職員) 黒田 翔子
【兼務】

宜しくお願いします!



お知らせ



出張個別相談会

岡先生の出張個別相談会を今日は…

日時: 6月20日(木) → ①10:00~11:00 ・ ②11:20~12:20
③13:40~14:40 ・ ④15:00~16:00

場所: 邑南町商工会本所 *ご予約お待ちしております♪

おおなん
相談所

6月10日*商工会の日!!

1960年のこの日、商工会法（商工会組織等に関する法律）が施行されました。

6月10日(月) 9:00~邑南町商工会(本所・瑞穂支所・羽須美支所)へ

来られた方へ、日頃の感謝の気持ちを込めて

先着で、さくらカード200ポイント・お花をプレゼントします。(無くなり次第終了)



子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

出産後職場復帰奨励金

奨励金

詳細はこちら



10万円

[1制度導入] 上限 20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、
令和4年度(4/1~3/31)内に一定の利益実績があること

ア 時間短縮の有給休暇制度

- ①対象) **1歳未満**の子どもがいる労働者
- ②実施) 対象者1名が合計8時間以上利用

イ 育児短時間勤務制度の選択対象拡大(小学6年生以下)

- 【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
- ①対象) **3人以上小学6年生以下**の子どもがいる労働者
- ②実施) 対象者1名が合計20日以上利用

申請期限) 支給要件を満たした翌日から6か月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも
活用していただくことができます。

出産後

奨励金

詳細はこちら



労働者30人未満の事業所、かつ初めて
本奨励金を申請する事業所の場合

20万円/人

上記以外の
労働者
50人未満の
事業所

10万円/人

主な要件

- 育児休業を3か月以上取得し、
職場復帰した労働者を3か月以上雇用していること
- 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に
今後取り組むこと
- 申請期限) 支給要件を満たした翌日から6か月以内

※奨励金は、事業者にお支払いを致します。※奨励金の用途に定めはありません。
※要件を満たした労働者は、何人でも申請できます。

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

令和6年分所得税の定額減税について (給与所得者の方へ)

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。給与所得者の方に対する定額減税は、原則として、以下のとおり令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

このリーフレットでは、主に令和6年6月1日以後の給与等支払時に行われる定額減税についてご説明します。

○定額減税を受けることができる方

定額減税を受けることができる方は、次のいずれにも該当する方です。

- 令和6年分の所得税の納税者である方（居住者に限ります。）
- 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（注）

（注） 合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方についても、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。この場合、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

○定額減税額

定額減税額は、次のイとロの合計額です。

△ その合計額があなたの所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

イ 本人（居住者に限ります。）

ロ 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき **30,000円**

○実施方法

給与所得者の方に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している勤務先において令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

△ 6月の給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除されます。

なお、定額減税額は、勤務先に提出している扶養控除等申告書等に基づき計算されますので、申告書の記載漏れがないようにご注意ください。

※ 申告フローについては裏面をご覧ください。

△ 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

【定額減税額が6月給与に対する源泉徴収税額を超える場合のイメージ】



留意事項

- 1 いずれの勤務先にも扶養控除等申告書を提出していない場合、勤務先において定額減税を受けることはできません。この場合、確定申告の際に定額減税を受けることができます。
- 2 給与に加え、厚生労働大臣等から公的年金等を受給している方は、公的年金等からの源泉徴収においても定額減税を受けることとなりますので、給与等と重複して定額減税を受けることとなります。この場合、還付申告となる場合又は年金所得者に係る申告不要制度の適用がある場合で確定申告をしないときを除き、確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額とを精算することとなります。
- 3 令和6年分の所得税額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」（外部サイト）をご確認ください。

用語の説明、個人住民税や給付金などに関する情報は、右の表の各リンク先からご確認ください。

所得税に関する情報・用語の説明

国税庁ホームページ

[定額減税特設サイト](#) [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)



個人住民税に関する情報

総務省ホームページ（外部サイト）

[個人住民税における定額減税について](#)



給付金等に関する情報

内閣官房ホームページ（外部サイト）

[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)

